

沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱(介護分)

(趣旨)

第1条 沖縄県知事は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステム（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第1項に規定する地域包括ケアシステムをいう。）を構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、県の策定した都道府県計画に基づく別表に規定する事業を実施する場合において、当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、区分、補助単価、単位、補助基準額、補助率及び対象経費は、別表1及び別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、地域医療介護総合確保基金事業補助金交付申請書を別に指示する期日までに沖縄県知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第3条の2 沖縄県知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、通知するものとする。
2 沖縄県知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の変更申請)

第4条 補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の理由が生じ、事業の内容の変更等をしようとする場合は、補助金変更承認申請書又は事業中止（廃止）承認申請書を沖縄県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の事前着手)

第5条 補助金の交付決定前に着手した事業は、補助金の対象としない。ただし、沖縄県知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書きに該当する場合は、別に定める場合を除き、交付決定前着手承認申請書を沖縄県知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、沖縄県知事の要求があったときには、補助事業の遂行状況について、沖縄県知事に報告するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日までに、事業実績報告書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の申請をしようとするときは、補助金概算払申請書を沖縄県知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 沖縄県知事は、第7条の報告を受けたときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 沖縄県知事は、前項により交付すべき補助金の額を確定するにあたり、特に必要があるときは、補助事業者に対し、審査に必要な書面の提出を求めることができる。

3 沖縄県知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第10条 沖縄県知事は、補助事業等が要綱の決定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すことが

できる。

- 2 前項の規定は、補助金等の額が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金等の返還)

第 11 条 沖縄県知事は、補助金等の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 前項の命令を受けた補助事業等は、沖縄県知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金等を返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、沖縄県知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 11 月 9 日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 4 条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成 27 年 4 月 1 日から開始する既存事業については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 9 月 5 日から施行する。ただし、地域における医療及

び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成30年4月1日から開始する既存事業については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成30年4月1日から開始する既存事業については、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月24日から施行する。ただし、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条に基づく都道府県計画において、事業の期間を平成31年4月1日から開始する既存事業については、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年１０月１２日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和３年１２月２７日から施行し、令和３年１０月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和４年８月５日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年９月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和５年１１月２７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和６年８月３０日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和６年１０月４日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表 1 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象経費
1 地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型サービス施設等の整備（サテライト型居住施設・事業所を含む。）			
	地域密着型特別養護老人ホーム （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	7,920千円	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室	5,280千円	整備床数	
	小規模な(定員29名以下)介護老人保健施設 （ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	66,000千円	施設数	
	小規模な（定員29名以下）介護医療院	66,000千円	施設数	
	小規模な(定員29名以下) ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	5,280千円	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	39,600千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600千円	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	14,100千円	施設数	
	介護予防拠点（※1）	10,500千円	施設数	
	地域包括支援センター	1,410千円	施設数	
	生活支援ハウス	63,150千円	施設数	
	緊急ショートステイの整備	1,410千円	整備床数	
	施設内保育施設（※2）	14,100千円	施設数	
	介護施設等の合築等			
	上記「地域密着型サービス施設等の整備（サテライト型居住施設・事業所を含む。）」の事業対象施設と合築・併設（ただし、「地域密着型特別養護老人ホーム」と「地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室」の組み合わせのみの合築・併設は対象に含まない。）	合築・併設する施設それぞれ上記の補助単価に1.05を乗じた額（千円未満端数切り捨て。）	上記に準ずる	
	空き家を活用した整備			
	認知症高齢者グループホーム	10,500千円	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	認知症対応型デイサービスセンター			

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,330千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		

注) 整備区分については、創設や増築(床)のほか、改築、増改築等も可能であること。

注) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める下記施設(取壊し費用含む)については、第3欄に定める補助単価に0.32を乗じて得た額(千円未満端数切り捨て。)を加算する。

小規模多機能型居宅介護事業所、ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人保健施設、介護医療院

注) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額(千円未満端数切り捨て。)を加算する。

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助単価を施設種別毎の平均利用定員数で除した「1床あたりの整備単価」に「増床する床数」を乗ずるなど合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

※1…介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・Cや、多様な通いの場を整備する場合を含む。

※2…介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。)

別表 1 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象経費
2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			
	定員30名以上の広域型施設等			特別養護老人ホーム等の円滑な開所（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。 ※開設前6月以内の経費に限る。
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数	
	介護老人保健施設			
	介護医療院			
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	養護老人ホーム			
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）	4,960千円	施設数	
	定員29名以下の地域密着型施設等			
	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
	小規模な介護老人保健施設			
	小規模な介護医療院			
	小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	認知症高齢者グループホーム			
	小規模多機能型居宅介護事業所			
	看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
	施設内保育施設（※1）	4,960千円	施設数	

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費				
定員30名以上の広域型施設等				
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 （令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1を準用する）。 大規模修繕とは、次に掲げる整備内容をいう。 ①施設の一部改修 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ②施設の付帯設備の改造 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ※本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わない。 ※一定年数は、おおむね10年とする。	
介護老人保健施設				
介護医療院				
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
養護老人ホーム				
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。		
小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院				
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
認知症高齢者グループホーム				
小規模多機能型居宅介護事業所				
看護小規模多機能型居宅介護事業所				
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8,250千円	施設数		
都市型軽費老人ホーム	248千円	定員数		
小規模な養護老人ホーム	248千円	定員数		
施設内保育施設（※1）	2,480千円	施設数		

注）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て。）を加算する。

※1…介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）

別表 1 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象経費
3 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	既存施設のユニット化改修			特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	「個室 → ユニット化」改修	1,410千円	整備床数	
	「多床室 → ユニット化」改修	2,820千円		
	ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化			
	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	865千円	整備床数	
	介護施設等の看取り環境の整備			特別養護老人ホーム等の看取り環境の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕料）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）。
	・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,130千円	施設数	

注）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て。）を加算する。

別表 1 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 補助単価	4 単 位	5 対象施設	6 対象経費	7 補助率
4 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	5,100千円	知事が認めた台数（定員数を上限とする）	a 特別養護老人ホーム b 介護老人保健施設 c 介護医療院 d 養護老人ホーム e 軽費老人ホーム f 認知症高齢者グループホーム g 小規模多機能型居宅介護事業所 h 看護小規模多機能型居宅介護事業所 i 有料老人ホーム j サービス付き高齢者向け住宅 k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 l 生活支援ハウス ※いずれも定員規模は問わない	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2／3
	介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業					
	・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,180千円	1 か所	a 特別養護老人ホーム b 介護老人保健施設 c 介護医療院 d 養護老人ホーム e 軽費老人ホーム f 認知症高齢者グループホーム g 小規模多機能型居宅介護事業所 h 看護小規模多機能型居宅介護事業所 i 有料老人ホーム j サービス付き高齢者向け住宅 k 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 l 生活支援ハウス	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	2／3
	・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援	4,130千円	施設・事業所	※いずれも定員規模は問わない		

注）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、第3欄に定める補助単価に0.08を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て。）を加算する。

別表1 補助単価

1 補助対象事業	2 区 分	3 配分基準	4 補助率	5 対象経費
5 介護職員の 宿舎施設整備 事業	介護職員の宿舎施設整備事業			
	・ 特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
	・ 介護老人保健施設			
	・ 介護医療院			
	・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
	・ 認知症高齢者グループホーム			
	・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
	・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
	・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

注) 助成額の算定にあたっては、第2欄に定める施設等の区分ごとに、第3欄に定める配分基準により算定した額と第5欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて求めるものとする。

また、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島等に所在する場合は、上記で算出した助成額に0.08を乗じて得た額（千円未満端数切り捨て。）を加算する。

別表 2 (介護従事者の確保に関する事業)

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 対象経費
1 福祉・介護人材参入促進事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	10/10 以内	各団体が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料
2 市民後見・法人後見推進事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	2/3 以内	市町村等が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
3 介護職員等の医療行為実施登録研修機関促進事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	10/10 以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費(消耗品費)、役務費(火災保険料)、備品購入費
4 島しょ地域介護人材確保対策事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①介護専門職受入支援 定額補助(ただし、200,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 職員手当、旅費、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、使用料及び賃借料
		②介護専門職採用活動支援 1事業所あたり2/3以内(ただし、100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費
		③介護職員初任者研修等開催支援 定額補助(ただし、500,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料
		④介護支援専門員等研修受講支援 1人あたり2/3以内(ただし、100,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費
		⑤オンライン研修環境整備支援(機器購入) 機器1台あたり補助率3/4以内(ただし、75,000円を上限。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費(消耗品費)、役務費(手数料、通信運搬費)、備品購入費
		⑤オンライン研修環境整備支援(Wi-Fi環境整備) 1事業所あたり補助率3/4以内(ただし、300,000円を上限とする。)	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 需用費(消耗品費)、役務費(手数料、運搬費)、委託料、備品購入費
5 外国人留学生奨学金支給支援事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①日本語学校在学時 外国人留学生1人あたり1/3以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金、補助金
		②介護福祉士養成施設在学時 外国人留学生1人あたり1/3以内	

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 対象経費						
6 介護テクノロジー導入支援 (介護ロボット導入支援事業)	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①機器導入経費 1 機器につき、次の i に該当する場合には3/4以内、 ii に該当する場合には1/2以内とする。 i 以下の要件を満たす介護事業所 ○ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合 ii i以外の介護事業所 ただし、1機器あたりの補助上限は、次のとおりとする。 <table><tr><th>介護ロボット</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>移乗介護、入浴支援 (装着型、非装着型)</td><td>100万円</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>30万円</td></tr></table>	介護ロボット	補助上限額	移乗介護、入浴支援 (装着型、非装着型)	100万円	上記以外	30万円	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 備品購入費(消費税分は除く)、使用料及び賃借料(リース・レンタル費)、消耗品費(Wi-Fi工事等の通信環境整備に係る経費、介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費)、委託料(Wi-Fi工事等の通信環境整備に係る経費、介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費)
		介護ロボット	補助上限額						
移乗介護、入浴支援 (装着型、非装着型)	100万円								
上記以外	30万円								
②見守り機器導入に伴う通信環境整備に係る経費 1 事業所につき、次の i に該当する場合には3/4以内、 ii に該当する場合には1/2以内とする。 ただし、150万を上限とする。 i 以下の要件を満たす介護事業所 ○ 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定しているとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している場合 ii i以外の介護事業所									

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 対象経費										
7 介護テクノロジー導入支援事業 (ICT導入支援事業)	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	1 事業所につき、次の①に該当する場合には3/4以内、②に該当する場合には1/2以内とする。 ① 以下の要件のいずれかを満たす介護事業所 ○ LIFE標準仕様に準じて介護ソフトから出力されたCSVファイルを、LIFEのCSV取込機能によりLIFEにデータを提供している又は提供を予定していること ○ 「ケアプランデータ連係システム」等を利用して、ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイルにより、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること ○ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること <table><tr><th>職員数</th><th>補助上限額</th></tr><tr><td>1名以上10名以下</td><td>100万</td></tr><tr><td>11名以上20名以下</td><td>160万</td></tr><tr><td>21名以上30名以下</td><td>200万</td></tr><tr><td>31名以上</td><td>260万</td></tr></table>	職員数	補助上限額	1名以上10名以下	100万	11名以上20名以下	160万	21名以上30名以下	200万	31名以上	260万	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料（リース等）、備品購入費 ただし、上記経費は次の導入に係る場合を対象とする。 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費
職員数	補助上限額												
1名以上10名以下	100万												
11名以上20名以下	160万												
21名以上30名以下	200万												
31名以上	260万												
8 福祉系高校修学資金貸付事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	10/10以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金、給料、職員手当等、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、水道光熱費）、役務費（通信運搬料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料										
9 介護分野就職支援金貸付事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	10/10以内	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 貸付金、給料、職員手当等、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、水道光熱費）、役務費（通信運搬料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料										
10 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	県の策定した都道府県計画に基づく基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	①日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費 補助率：10/10以内 （ただし、候補者1人あたり150,000円を上限とする。）	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費										
		②喀痰吸引等研修の受講に要する経費 補助率：10/10以内 （ただし、候補者1人あたり75,000円を上限とする。）	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、需用費、役務費、補助金（入学金、受講料に限る。）										
		③受入施設の研修を担当する者の活動に要する経費 補助率：10/10以内 （ただし、1 受入施設あたり60,000円を上限とする。）	補助事業者が行う事業の実施に必要な次に掲げる経費 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）										

1 補助対象事業	2 基準額	3 補助率	4 対象経費
11 外国人介護人材受入施設等 環境整備事業	県の策定した都道府県計画に基づく 基金の助成額の範囲内で、予算で定める額	補助率：2/3 ※1 施設等あたり200,000円を上限とする。	1 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組に係る経費 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品、教材費）、備品購入費、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、負担金、その他知事が必要と認める経費
			2 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組に係る経費 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品、教材費）使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、負担金、その他知事が必要と認める経費
			3. 外国人介護職員の生活支援に必要な取組に係る経費 報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品、教材費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、負担金、報酬、賃金、その他知事が必要と認める経費